

新しいスタートを応援します！

みどり
加西観光大使



若者世帯持家補助制度のご案内

みどり豊かな加西市で
新しい生活をはじめよう！



平成25年4月1日

加 西 市

加西市若者世帯持家促進補助制度

制度の目的

若者の定住を促進し活力あるまちづくりを図るため、加西市内で住宅を新築または住宅を購入し居住する若者世帯に対し補助金を交付します。

補助金の受給要件（全ての項目に当てはまる若者世帯が対象です）

- 自ら居住するために自己資金（融資を含む）で、平成23年1月1日以降に土地を購入し1年以内に住宅を新築、または平成24年1月1日以降に住宅（土地付、築後10年以内）を購入し、その住宅が固定資産税の課税対象となった方。（3親等以内の方から土地もしくは建物を購入された方を除く）
※補助金は、住宅の新築・購入後初めて固定資産税の課税対象となる年度に支給します。
- 本人もしくはその配偶者が40歳以下であること。（年齢の算定は、住宅の新築・購入後初めて固定資産税の課税対象となる年の1月1日をもって行う。）
- 市税、公共料金等を滞納していないこと。
- 過去にこの制度による補助を受けていないこと。

対象となる住宅

専用住宅又は併用住宅の住宅部分の延べ床面積が50㎡以上のもので、以前に当該補助金の対象となっていないもの。（住宅とは、就寝室、炊事室又は炊事室兼食事室、玄関、便所、浴室、脱衣所及び洗面室等を設けたもので居住の用に供し、下水道に接続もしくは合併浄化槽を有しているものをいう。）

対象とならない住宅

- 固定資産税の課税対象となっていない住宅
- 未登記の住宅
- 申請者の3親等以内の親族から購入した住宅

補助金交付時期と方法

住宅を取得する ⇒ 固定資産税の課税（翌年の4月もしくは5月）
⇒補助金の交付申請（同6月中）⇒補助金の認定
⇒補助金の請求 ⇒補助金の交付（請求後30日以内に口座振込）

補助金の額

	新築住宅	中古住宅
市外からの転入	50万円	25万円
市内からの転居	25万円	

住宅の取得から補助金の振込みまでの流れ

- ① 住宅を取得する。
- ② 固定資産税の課税対象となる。
- ③ 申請書類を提出してください。
＜提出書類＞
 - 加西市若者世帯持家促進補助金交付申請書（別記様式第1）
 - 建築基準法第7条に規定する検査済証(表紙)の写し（新築のみ）
又は売買契約書の写し（建売、中古物件）
 - ※世帯全員の住民票
 - ※本人（及び配偶者があれば配偶者）の納税証明書（または完納証明書）
 - ※本人（及び配偶者があれば配偶者）の上下水道料金の完納証明書
 - 土地・住宅の登記簿謄本の写し注）個人情報等の取得に同意いただける場合は、上記※の書類が不要になる場合があります。
- ④ 受給資格を審査して、認定の可否を決定します。
- ⑤ 補助金の交付決定通知を送付します。（別記様式第2）
- ⑥ 補助金の請求を行う
＜提出書類＞
 - 加西市若者世帯持家促進補助金請求書（別記様式第3）
- ⑦ 30日以内に補助金を口座振込みいたします。

申請内容の変更について

申請内容に変更が生じた場合は、変更内容を証明する書類を提出してください。

補助の取消し及び返還

次の各号の一つに該当する場合は、補助金の返還を求めます。

- (1) 不正の行為によって、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金交付決定の日から5年以内に、当該住宅を退去し又は他の者に譲渡若しくは貸付したとき。
- (3) 補助金交付決定の日から3年以内に、当該住宅を他の用途に変更したことによって、補助対象となった住宅部分が補助要件を喪失したとき。

申し込み方法

申請書は市役所4階産業振興課の窓口で配布しています。
また、加西市ホームページからダウンロードできます。

月～金曜日の8：30～17：15（祝祭日は除く）、申請書に必要書類を添えて産業振興課窓口へご本人または同居の方がご持参ください。
郵送での受付は認めておりません。また、書類不備の場合は受付できませんのでご注意ください。

内容についてご不明な点がありましたら、下記問合せ先までお問い合わせください。



花・ゆめ・根日女

問合せ先 加西市地域振興部産業振興課
〒675-2395 加西市北条町横尾 1000 番地
TEL：0790-42-8740 FAX：0790-43-1802
E-mail：sangyo@city.kasai.lg.jp